

沿岸広域振興局長告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年11月29日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桜峠平田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市唐丹町字花露辺191番1地先から大字平田第9地割25番1地先まで	新	m 74.1～16.4	m 127.0
	旧	74.1～16.4	160.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 令和4年11月29日から同年12月28日まで